

回覧

全国の370万
世帯が調査の
対象となります

対象になったら
何をすれば
いいの？

平成30年

住宅・土地 統計調査

10月1日(月)
実施！

住宅・土地
統計調査って
一体なにかしら？

調査の流れ

9月上旬

9月中旬

9月下旬以降

調査は、国
(総務省)から
指定された地
域の中から無
作為で選ばれ
た世帯に、お
願います。



調査対象地域に指定
されたお宅に「調査の
お知らせ」を配布しま
す。(ポスティング)



調査の対象となった世
帯の郵便受けに、イン
ターネット回答用の調
査書類を配布します。



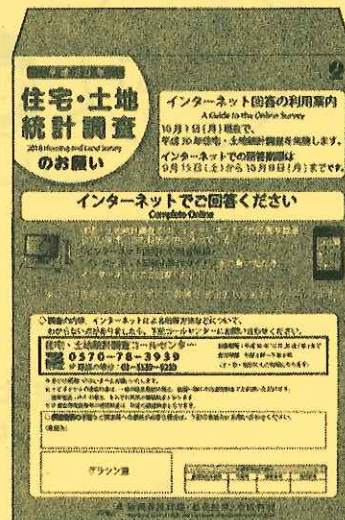
インターネット回答の
なかった世帯や、同居
している世帯に調査員
が伺い、紙の調査票で
の調査を依頼します。



外観等により、調査
員が建物の構造等を
調査します。

住宅・土地統計調査では、
世帯への調査の依頼に先立ち、
インターネット回答用の調査書類を
ポストに投函します。

総務省では、統計調査のインターネットでの回答を推進しています。
住宅・土地統計調査ではパソコンのほか、スマートフォン等でも回答できます。
調査員は世帯に対し、調査に先立ってインターネット回答用の書類を
緑色の封筒に入れて配布します。
ご理解いただきますようお願いいたします。



個人の情報は守られます

統計法では、調査対象者が安心して調査票に記入いただけるよう、調査員を始めとする調査関係者に対して、調査票の記入内容を厳重に保護することを定めています。

守秘義務

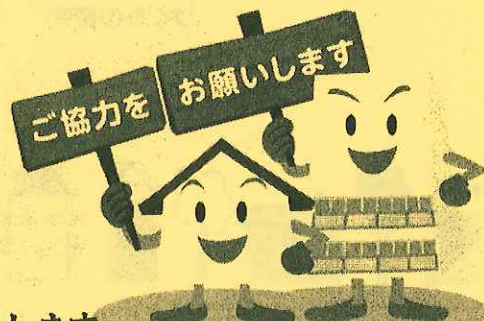
調査に従事して知り得た
個人や団体の秘密を漏ら
してはならない。

利用制限

統計調査の目的以外に、調
査票の記入内容を利用し
たり、提供してはならない。

適正管理

記入された調査票を適正
に管理するための措置を
講じなければならない。



調査員は、県知事から任命を受けた顔写真付きの「調査員証」を提示します。

住宅・土地統計調査は・・・

現在住んでいる住居
に関するをおたずね
します

住んでいる世帯に関
するをおたずね
します

現住居以外の住宅
や土地に関するお
たずねします

この調査は、統計法に基づく国の重要な調査であり、調査の対象となった方には報告の義務があります。

調査結果から・・・

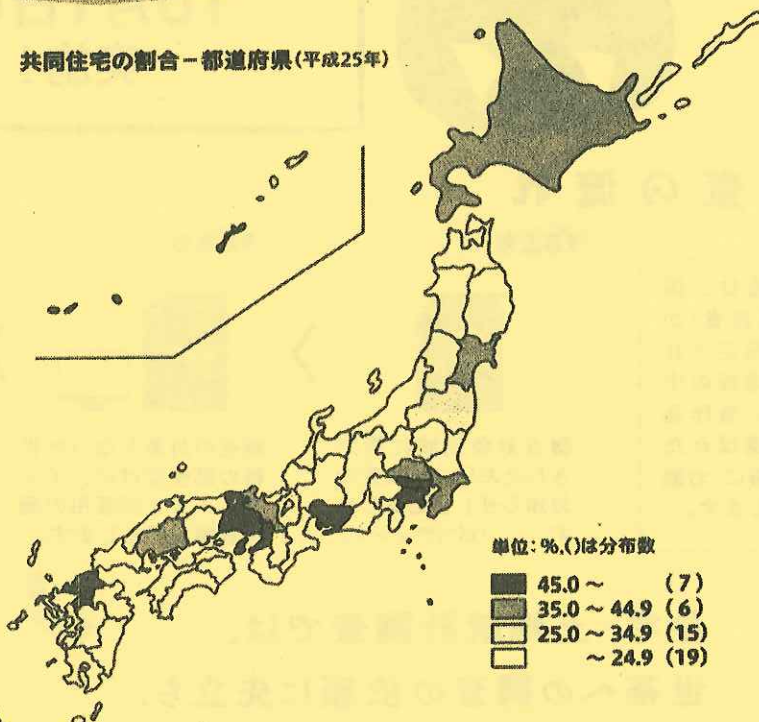
平成25年住宅・土地統計調査からこのようなことがわかりました。

共同住宅の割合は 大都市を含む都府県で高い

全国の共同住宅数は2209万戸で平成20年と比較し、140万戸(6.8%)増加と過去最高となりました。

都道府県別の割合をみると、東京都が70.0%と最も高く、次いで神奈川県が56.1%、沖縄県が55.9%、大阪府が55.2%、福岡県が51.1%などとなっており、大都市を含む都府県で高くなっています。一方、秋田県が17.2%と最も低く、次いで山形県が18.4%、富山県が18.8%、和歌山県が18.9%、福井県が19.4%などとなっています。

共同住宅の割合－都道府県(平成25年)



調査から
こんなことが
わかるのね!



調査の結果はどう活かされるの?

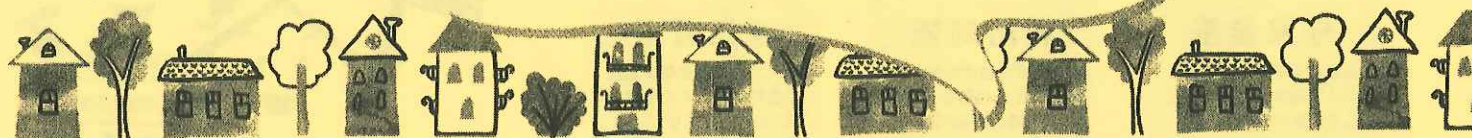
住宅・土地統計調査の結果は、国や地方公共団体の住宅関連施策等のほか、以下のような学術研究等へも利用されています。



1 耐震や防災を主軸にした住宅や都市計画づくりの研究

2 空き家の今後の動向や住環境との相関関係に関する研究

3 太陽熱を利用するソーラーシステムの導入、高気密化・高断熱化などを図った省エネ住宅の研究



お問合せ: 総合政策課統計係
電話 21-2306